

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）抄
 （第三十一条関係（平成十六年十月一日施行））
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（厚生年金保険の標準報酬等に関する経過措置）</p> <p>第八条 旧農林共済組合員期間（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百六条第二項の規定により当該旧農林共済組合員期間とみなされた期間（第三項、附則第十六条第九項及び第三十条第一項において「沖繩農林共済通算期間」という。）を除く。次項において同じ。）の各月の旧農林共済法による標準報酬月額は、それぞれ当該各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例）</p> <p>第十四条 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に要する費用は、厚生年金保険法第二条の四第一項の規定の適用については同法による保険給付に要する費用とみなし、同法附則第十九条第二項及び第四項第二号の規定の適用については年金たる保険給付に要する費用とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>（厚生年金保険の標準報酬等に関する経過措置）</p> <p>第八条 旧農林共済組合員期間（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百六条第二項の規定により当該旧農林共済組合員期間とみなされた期間（第三項、附則第十六条第八項及び第三十条第一項において「沖繩農林共済通算期間」という。）を除く。次項において同じ。）の各月の旧農林共済法による標準報酬月額は、それぞれ当該各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例）</p> <p>第十四条 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に要する費用は、厚生年金保険法第八十一条第四項の規定の適用については保険給付に要する費用とみなし、同法附則第十九条第二項及び第四項第二号の規定の適用については年金たる保険給付に要する費用とみなす。</p>

(移行年金給付)

第十六条 旧農林共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。)については、第四項、第五項、第九項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前二項に規定する年金である給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。

4 第一項に規定する年金である給付(以下「移行農林共済年金」という。)については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる

(移行年金給付)

第十六条 旧農林共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。)については、第四項、第八項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第五項から第七項まで、第十一項、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前二項に規定する年金である給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。

字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

廃止前農林共済 法第三十八条第 二項	二十三万千四百 円とし	二十二万四千七百円に国民年金 法第二十七条に規定する改定率 であつて同法第二十七条の三及 び第二十七条の五の規定の適用 がないものとして改定したもの (以下「改定率」という。)を 乗じて得た額(その額に五十円 未満の端数が生じたときは、こ れを切り捨て、五十円以上百円 未満の端数が生じたときは、こ れを百円に切り上げるものとす る。)とし	
七万七千百円	七万四千九百円に改定率を乗じ て得た額(その額に五十円未満 の端数が生じたときは、これを 切り捨て、五十円以上百円未満 の端数が生じたときは、これを 百円に切り上げるものとする。)	二十三万千四百 円)	二十二万四千七百円に改定率を 乗じて得た額(その額に五十円

		<p>未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>廃止前農林共済法第四十二条第三項及び第四十五条の九</p>	<p>六十万三千二百円より</p>	<p>国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>廃止前農林共済法第四十三条第二項</p>	<p>二十万三千四百円</p>	<p>二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
	<p>六十万三千二百円を 当該額を</p>	

<p>廃止前農林共済法第四十八条</p>	<p>六十万三千二百円</p>	<p>国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額の四分の三に相当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>廃止前農林共済法附則第九条第二項第一号</p>	<p>千六百七十六円</p>	<p>千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）</p>
<p>廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項第一号及び第二項</p>	<p>千六百七十六円</p>	<p>千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）</p>

<p>廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項第二号</p>	<p>額（新国民年金法第十六条の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）</p>	<p>額</p>
<p>廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第三項</p>	<p>千六百七十六円にその率を乗じて得た額が三千四百四十三円から千六百七十六円まで</p>	<p>千六百二十八円に改定率を乗じて得た額にその率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げるものとする。）が三千五百十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）から千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げるものとする。）を切り捨て、五十銭以上一円未</p>

		<p>満の端数が生じたときは、これを 一円に切り上げるものとする 。 ()まで</p>
<p>廃止前昭和六十 年農林共済改正 法附則第十五条 第四項</p>	<p>三千百四十三円</p>	<p>三千五十三円に改定率を乗じて 得た額(その額に五十銭未満の 端数が生じたときは、これを切 り捨て、五十銭以上一円未満の 端数が生じたときは、これを一 円に切り上げるものとする。)</p>
<p>廃止前昭和六十 年農林共済改正 法附則第十五条 第五項</p>	<p>千六百七十六円</p>	<p>千六百二十八円に改定率を乗じ て得た額(その額に五十銭未満 の端数が生じたときは、これを 切り捨て、五十銭以上一円未満 の端数が生じたときは、これを 一円に切り上げるものとする。)</p>
	<p>三千百四十三円</p>	<p>三千五十三円に改定率を乗じて 得た額(その額に五十銭未満の 端数が生じたときは、これを切 り捨て、五十銭以上一円未満の 端数が生じたときは、これを一 円に切り上げるものとする。)</p>

廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条第二号	額（新国民年金法第十六条の規定による年の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）	額
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第四	三万四千百円	三万三千二百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この表において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	六万八千三百円	六万六千三百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

)
<p>十万二千五百円</p>	<p>九万九千五百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。</p>
<p>十三万六千六百円</p>	<p>十三万二千六百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。</p>
<p>十七万七百元</p>	<p>十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。</p>

5| 移行農林共済年金については、廃止前農林共済法第三十七条第一項第二号、第四十二条第一項第二号、第二項第二号及び第四項、第四十五條の三第一項及び第二項、第四十五條の四、第四十五條の六、第四十七條第一項第一号口及び第二号口、第二項第一号並びに第三項、第五十二條の二、附則第九條第二項第三号（廃止前農林共済法附則第九條の二第一項及び第三項、第十二條の二第二項、第十二條の三第二項及び第四項並びに第十三條第三項並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十條第一項においてその例によるものとされた場合を含む。）並びに附則第十八條、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七條、第十四條第二項、第十七條第二項から第四項まで、第十八條及び第二十八條並びに平成六年農林共済改正法附則第六條の規定（これらの規定に基づき命令の規定を含む。）は、適用しない。

6| 第二項の規定による年金である給付（以下「移行農林年金」という。）については、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

附則第三十條第一項	合算額	合算額に百分の百を乗じて得た額
附則第三十條第一項第一号	七十五万四千三百二十円	七十三万二千七百二十円に国民年金法第二十七條に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五円未満の端数が生じ

4| 第一項に規定する年金である給付（以下「移行農林共済年金」という。）については、廃止前農林共済法第三十七條第一項第二号、第四十二條第一項第二号、第二項第二号及び第四項、第四十五條の三第一項及び第二項、第四十五條の四、第四十五條の六、第四十七條第一項第一号口及び第二号口、第二項第二号並びに第三項、第五十二條の二、附則第九條第二項第三号（廃止前農林共済法附則第九條の二第一項及び第三項、第十二條の二第二項、第十二條の三第二項及び第四項並びに第十三條第三項並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十條第一項においてその例によるものとされた場合を含む。）並びに附則第十八條、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七條、第十四條第二項、第十七條第二項から第四項まで、第十八條及び第二十八條並びに平成六年農林共済改正法附則第六條の規定（これらの規定に基づき命令の規定を含む。）は、適用しない。

5| 第二項の規定による年金である給付（以下「移行農林年金」という。）については、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

附則第三十條第一項	合算額	合算額に百分の百を乗じて得た額
附則第三十條第一項	合算額	合算額に百分の百を乗じて得た額

<p>附則第三十四條第 (略)</p>	<p>附則第三十條第一 項第二号</p>	
<p>月数を乗じて得</p>	<p>附則別表第六</p>	<p>額 三万七千七百十 六円を加算した 額</p>
<p>月数を乗じて得た額に百十分</p>	<p>(略)</p>	<p>七十五万四千三 百二十円に</p>
<p>月数を乗じて得た額に百十分</p>	<p>(略)</p>	<p>定額部分基本額に</p>
<p>附則第三十四條第 (略)</p>	<p>厚生年金保険法附則別表第二</p>	<p>たときは、これを切り捨て、 五円以上十円未満の端数が生 じたときは、これを十円に切 り上げるものとする。以下「 定額部分基本額」という。た だし、</p>
<p>附則第三十四條第 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三万六千六百三十六円に改定 率を乗じて得た額(その額に 五十銭未満の端数が生じたと きは、これを切り捨て、五十 銭以上一円未満の端数が生じ たときは、これを一円に切り 上げるものとする。以下「定 額部分加算額」という。)を 加算した額とする。</p>
<p>月数を乗じて得た</p>	<p>(略)</p>	
<p>月数を乗じて得た額に百十分</p>	<p>(略)</p>	

一 項	附則第三十四條第 一項第一号	た額 の百を乗じて得た額
附則第三十五條第 一項	相當する額に平均標準給与の年額の百分の九・五（同欄の一級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。）を加算した額	相當する額に百分の百を乗じて得た額
附則第三十五條第 一項第一号	七十五万四千三百二十円	定額部分基本額
三万七千七百十六円		定額部分加算額
二 項	附則第三十五條第 一項第一号	百分の七十五に相當する額 百分の七十五に相當する額に百分の百を乗じて得た額

一 項	額	の百を乗じて得た額
附則第三十五條第 一項	相當する額に平均標準給与の年額の百分の九・五（同欄の一級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。）を加算した額	相當する額に百分の百を乗じて得た額
附則第三十五條第 一項		
二 項	附則第三十五條第 一項	百分の七十五に相當する額 百分の七十五に相當する額に百分の百を乗じて得た額

(略)					
(略)	附則第三十八条第一号	七十五万四千三百二十円	定額部分基本額	(略)	当該障害年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の障害に関し労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害年金又は傷病年金を受けている場合にあつては、政令で定める額）
(略)	附則第二十五条第二項第一号	七十五万四千三百二十円	定額部分基本額	(略)	当該障害年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の障害に関し労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害年金又は傷病年金を受けている場合にあつては、政令で定める額）
(略)	加算した額	「遺族年金基礎額」という。）	「遺族年金基礎額」という。（から平均標準給与の年額の百分の十九に相当する額を控除した額	(略)	
(略)	加算した額に百分の百を乗じて得た額			(略)	

(略)					
(略)	附則第三十八条第一号	「遺族年金基礎額」という。）	「遺族年金基礎額」という。（から平均標準給与の年額の百分の十九に相当する額を控除した額	(略)	当該障害年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の障害に関し労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害年金又は傷病年金を受けている場合にあつては、政令で定める額）
(略)	加算した額			(略)	
(略)	加算した額に百分の百を乗じて得た額			(略)	

附則第三十八条第 四号	相当する額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額（労災遺族年金受給の場合にあつては、政令で定める額）
附則第四十条	政令で定める額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額
附則第四十一条第 一項第一号	百分の六十八・〇七五に相当する額	百分の四十九・〇七五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額
附則第四十一条第一	二十六万九千九	二十六万二千百円に改定率を
	十五万四千二百 円	十四万九千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。次号において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

附則第三十八条第 四号	相当する額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額（労災遺族年金受給の場合にあつては、政令で定める額）
附則第四十条	政令で定める額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額
	百分の六十八・〇七五に相当する額	百分の四十九・〇七五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額

項第二号	百円	乗じて得た額（その額に五十 円未満の端数が生じたときは 、これを切り捨て、五十円以 上百円未満の端数が生じたと きは、これを百円に切り上げ るものとする。）
附則第四十一条第 一項第三号	十五万四千二百 円	十四万九千七百円に改定率を 乗じて得た額（その額に五十 円未満の端数が生じたときは 、これを切り捨て、五十円以 上百円未満の端数が生じたと きは、これを百円に切り上げ るものとする。）

7・8 (略)

9 | 移行農林共済年金に係る廃止前農林共済法による平均標準給与月額
 は、廃止前農林共済法第二十一条の規定にかかわらず、次の各号に掲
 げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間（昭和三十四年一月
 一日前の期間及び沖縄農林共済通算期間を除く。以下この項及び次項
 において同じ。）の月数で除して得た額とする。

- 一 昭和六十年十月以後の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済
 法による標準給与の月額に、厚生年金保険法第四十三条第一項に規
 定する再評価率を乗じて得た額の合算額

二 昭和六十年九月以前の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済

6・7 (略)

8 | 移行農林共済年金に係る廃止前農林共済法による平均標準給与月額
 は、廃止前農林共済法第二十一条の規定にかかわらず、次の各号に掲
 げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間（昭和三十四年一月
 一日前の期間及び沖縄農林共済通算期間を除く。以下この項及び次項
 において同じ。）の月数で除して得た額とする。

- 一 昭和六十年十月以後の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済
 法による標準給与の月額に、厚生年金保険法附則別表第一の各号に
 掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じ
 て得た額の合算額

二 昭和六十年九月以前の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済

法による標準給与の月額に、厚生年金保険法附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額

10・11 (略)

12～14 (略)

(特例年金給付に係る平均給与月額)

第三十条 特例年金給付に係る平均給与月額は、次の各号に掲げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間(昭和三十四年一月一日前の期間及び沖縄農林共済通算期間を除く。以下この項において同じ。)の月数で除して得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

2 附則第十六条第十項の規定は、前項の平均給与月額を算定する場合について準用する。

(特例退職共済年金の支給)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職共済年金の額(移行厚生年金被保険者については施行日の前日において退職したものとみなして旧農林共済法第三十七条第三項の規定により改定した額とし、旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加

法による標準給与の月額に、厚生年金保険法附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額

9・10 (略)

12～14 (略)

11 厚生年金保険法第三十四条の規定は、移行農林共済年金及び移行農林年金について準用する。

(特例年金給付に係る平均給与月額)

第三十条 特例年金給付に係る平均給与月額は、次の各号に掲げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間(昭和三十四年一月一日前の期間及び沖縄農林共済通算期間を除く。以下この項において同じ。)の月数で除して得た額とする。

一・二 (略)

2 附則第十六条第九項の規定は、前項の平均給与月額を算定する場合について準用する。

(特例退職共済年金の支給)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職共済年金の額(移行厚生年金被保険者については施行日の前日において退職したものとみなして旧農林共済法第三十七条第三項の規定により改定した額とし、旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加

給年金額が加算されていたときは当該加給年金額を控除した額とする。) に、〇・九七一 (総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数) 以下「物価指数」という。) が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年二月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率) を乗じて得た額 (施行日以後国民年金法による老齢基礎年金 (以下単に「老齢基礎年金」という。) の支給を受けることとなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額)

二 施行日以後における退職共済年金の額 (移行厚生年金被保険者については施行日における旧農林共済組合員期間を基礎として廃止前農林共済法の規定並びに附則第十六条第四項、第五項、第九項及び第十項の規定により算定した額とし、廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

5・6 (略)

第三十二条 (略)

2~4 (略)

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

給年金額が加算されていたときは当該加給年金額を控除した額とし、施行日以後国民年金法による老齢基礎年金 (以下単に「老齢基礎年金」という。) の支給を受けることとなったときは老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。)

二 施行日以後における退職共済年金の額 (移行厚生年金被保険者については施行日における旧農林共済組合員期間を基礎として廃止前農林共済法の規定並びに附則第十六条第四項、第八項及び第九項の規定により算定した額とし、廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とする。)

5・6 (略)

第三十二条 (略)

2~4 (略)

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額（施行日以後老齡基礎年金の支給を受けることとなったときは、老齡基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）

二 施行日以後における退職共済年金の額（廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

（特例障害共済年金の支給）

第三十六条（略）

2）4（略）

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共済年金の額（旧農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額（施行日以後老齡基礎年金の支給を受けることとなったときは、老齡基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）

二 施行日以後における退職共済年金の額（廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額）

（特例障害共済年金の支給）

第三十六条（略）

2）4（略）

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共済年金の額（旧農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）

にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)を乗じて得た額

- 二 施行日以後における障害共済年金の額(廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

6・7 (略)

(特例遺族共済年金の支給)

第三十七条 (略)

2 (略)

- 3 前項の規定により算定した特例遺族共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例遺族共済年金の額とする。

- 一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族共済年金の額(旧農林共済法第四十八条並びに昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算額を控除した額)に、〇・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率(を乗じて得た額)

- 二 施行日以後における遺族共済年金の額(廃止前農林共済法第四十八条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに

- 二 施行日以後における障害共済年金の額(廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額)

6・7 (略)

(特例遺族共済年金の支給)

第三十七条 (略)

2 (略)

- 3 前項の規定により算定した特例遺族共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例遺族共済年金の額とする。

- 一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族共済年金の額(旧農林共済法第四十八条並びに昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算額を控除した額)

- 二 施行日以後における遺族共済年金の額(廃止前農林共済法第四十八条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに

第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されているときは当該加算額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

(特例退職年金の支給)

第三十八条 (略)

2 特例退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額に 0.971 を乗じて得た額とする。ただし、その額が、その額の算定の基礎となつてゐる施行日前平均標準給与年額(施行日の前日における同項第二号に規定する平均標準給与の年額をいう。以下同じ。)の百分の六十八・〇七五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に 0.971 を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の十を乗じて得た額に 0.971 を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額に、 0.971 (物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、 0.971 にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)を乗じて得た額

二 施行日以後における退職年金の額(国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは

第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されているときは、当該加算額を控除した額)

(特例退職年金の支給)

第三十八条 (略)

2 特例退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、その額が、その額の算定の基礎となつてゐる施行日前平均標準給与年額(施行日の前日における同項第二号に規定する平均標準給与の年額をいう。以下同じ。)の百分の六十八・〇七五に相当する額に百分の十を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の十を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額

二 施行日以後における退職年金の額

第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額)

4 (略)

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額(昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額)に、〇・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)を乗じて得た額

二 施行日以後における退職年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

6 10 (略)

(特例減額退職年金の支給)

第三十九条 (略)

4 (略)

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額(昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額)

二 施行日以後における退職年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額)

6 10 (略)

(特例減額退職年金の支給)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた減額退職年金の額に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額

二 施行日以後における減額退職年金の額（国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額）

4 7 (略)

(特例通算退職年金の支給)

第四十条 (略)

2 特例通算退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

3 (略)

(特例障害年金の支給)

第四十一条 (略)

2 旧制度農林共済法第三十九条第一項第一号の規定による障害年金（昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十一年三

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた減額退職年金の額

二 施行日以後における減額退職年金の額

4 7 (略)

(特例通算退職年金の支給)

第四十条 (略)

2 特例通算退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額とする。

3 (略)

(特例障害年金の支給)

第四十一条 (略)

2 旧制度農林共済法第三十九条第一項第一号の規定による障害年金（昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十一年三

月三十一日において給付事由が生じたものとみなされた同号の規定の例による障害年金を含む。)を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金(第五項において「職務による特例障害年金」という。)の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第一項各号に掲げる額の合算額の百分の七十五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とす。次項において同じ。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とす。以下この項及び第五項において同じ。)を加算した額に〇・九七一を乗じて得た額とする。ただし、特例障害年金の額が、施行日前平均標準給与年額の百分の八十七・七五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の六十八・二五とする。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五を加算した額に〇・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該加算した額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

3 旧制度農林共済法第三十九条第一項第二号の規定による障害年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号。以下「昭和三十九年改正法」という。)附則第十二条第一項及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項の規定による障害年金(昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十一年三月三十一日において給付事由が生じたものとみなされたこれらの規定の例による障害

月三十一日において給付事由が生じたものとみなされた同号の規定の例による障害年金を含む。)を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金(第五項において「職務による特例障害年金」という。)の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第一項各号に掲げる額の合算額の百分の七十五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とす。次項において同じ。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とす。以下この項及び第五項において同じ。)を加算した額とする。ただし、特例障害年金の額が、施行日前平均標準給与年額の百分の八十七・七五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の六十八・二五とする。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五を加算した額を超えるときは、当該加算した額とする。

3 旧制度農林共済法第三十九条第一項第二号の規定による障害年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号。以下「昭和三十九年改正法」という。)附則第十二条第一項及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項の規定による障害年金(昭和六十一年三月三十一日において給付事由が生じたものとみなされたこれらの規定の例による障害

年金を含む。)を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金(第六項において「職務によらない特例障害年金」という。)

の額は、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額の百分の七十五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の九十七・二五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

4 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金の額に、〇・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)を乗じて得た額

二 施行日以後における障害年金の額(国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額)

5 職務による特例障害年金は、その給付事由に係る傷病について、労働基準法第七十七条の規定による障害補償が行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなったときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務による特例障害年金の額のうち、その算定の基礎と

年金を含む。)を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金(第六項において「職務によらない特例障害年金」という。)

の額は、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額の百分の七十五に相当する額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の九十七・二五に相当する額に百分の十を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の十を乗じて得た額とする。

4 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金の額

二 施行日以後における障害年金の額

5 職務による特例障害年金は、その給付事由に係る傷病について、労働基準法第七十七条の規定による障害補償が行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなったときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務による特例障害年金の額のうち、その算定の基礎と

なっている施行日前平均標準給与年額の百分の九・五に相当する額に
○・九七一を乗じて得た額の支給を停止する。

6 廃止前旧制度農林共済法第四十三条第三項及び第四項の規定は、職務によらない特例障害年金の支給の停止について準用する。この場合において、同条第三項中「相当する額」とあるのは、「相当する額に○・九七一を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

(特例遺族年金の支給)

第四十二条 (略)

2 旧制度農林共済法第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金(第八項において「職務による特例遺族年金」という。)の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号に定める額から施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額を控除した額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額を加算した額に○・九七一を乗じて得た額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の四十九・〇七五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九を加算した額に○・九七一を乗じて得た額を超えるときは、当該加算した額に○・九七一を乗じて得た額とする。

3 旧制度農林共済法第四十六条第一項第二号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号から第三号までの規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第二号に定める額に百分の十を乗じて得た額に

なっている施行日前平均標準給与年額の百分の九・五に相当する額の支給を停止する。

6 廃止前旧制度農林共済法第四十三条第三項及び第四項の規定は、職務によらない特例障害年金の支給の停止について準用する。

7・8 (略)

(特例遺族年金の支給)

第四十二条 (略)

2 旧制度農林共済法第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金(第八項において「職務による特例遺族年金」という。)の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号に定める額から施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額を控除した額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額を加算した額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の四十九・〇七五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九を加算した額を超えるときは、当該加算した額とする。

3 旧制度農林共済法第四十六条第一項第二号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号から第三号までの規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第二号に定める額に百分の十を乗じて得た額と

○・九七一を乗じて得た額とする。

4 旧制度農林共済法第四十六条第一項第三号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第三号に定める額に百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。

5 旧制度農林共済法第四十六条第一項第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第四号に定める額に百十分の十を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。

6 旧制度農林共済法第四十六条の六第一項又は第二項の規定により遺族年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族年金の額は、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号に規定する遺族年金基礎額に政令で定める割合を乗じて得た額に○・九七一を乗じて得た額とする。

7 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例遺族年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算する額を控除した額）に、○・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合に
おいては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定

する。

4 旧制度農林共済法第四十六条第一項第三号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第三号に定める額に百十分の十を乗じて得た額とする。

5 旧制度農林共済法第四十六条第一項第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第四号に定める額に百十分の十を乗じて得た額とする。

6 旧制度農林共済法第四十六条の六第一項又は第二項の規定により遺族年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族年金の額は、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第一号に規定する遺族年金基礎額に政令で定める割合を乗じて得た額とする。

7 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例遺族年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算する額を控除した額）

める率)を乗じて得た額

二 施行日以後における遺族年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されているときは当該加算する額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

8 職務による特例遺族年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であつた者の死亡について、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行われる間、当該職務による特例遺族年金の額のうち、その算定の基礎となつている施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額に〇・九七一を乗じて得た額の支給を停止する。

9 10 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 (略)

2 7 (略)

8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例老齢農林年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、〇・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準と

二 施行日以後における遺族年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されているときは、当該加算する額を控除した額)

8 職務による特例遺族年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であつた者の死亡について、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行われる間、当該職務による特例遺族年金の額のうち、その算定の基礎となつている施行日前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額の支給を停止する。

9 10 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 (略)

2 7 (略)

8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例老齢農林年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額(施行日以後老齢基礎年金の支給を受けることとなつたときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところによ

して政令で定める率)を乗じて得た額(施行日以後老齡基礎年金の支給を受けることとなったときは、老齡基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額)

二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齡厚生年金の額(同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

9 (略)

(特例障害農林年金の支給)

第四十五条 (略)

2 特例障害農林年金の額は、平均標準給与月額(附則第十六条第九項及び第十項に規定する平均標準給与月額をいう。次条第二項において同じ。)の千分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額(障害の程度が厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一级に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)とする。

3 厚生年金保険法第五十条の二の規定は、特例障害農林年金について準用する。

4・5 (略)

り算定した額を控除した額)

二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齡厚生年金の額(同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額)

9 (略)

(特例障害農林年金の支給)

第四十五条 (略)

2 特例障害農林年金の額は、平均標準給与月額(附則第八条第九項及び第九項に規定する平均標準給与月額をいう。次条第二項において同じ。)の千分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額(障害の程度が厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一级に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)とする。

3 厚生年金保険法第三十四条及び第五十条の二の規定は、特例障害農林年金について準用する。

4・5 (略)

(特例遺族農林年金の支給)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第二項、第六十一条から第六十四条まで及び第六十五条から第六十八条まで、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。

4 (略)

(特例遺族農林年金の支給)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第三十四条、第五十九条、第五十九条の二、第六十条第二項、第六十一条から第六十四条まで及び第六十五条から第六十八条まで、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。

4 (略)